

停電時に在宅患者に貸し出す簡易自家発電機やポータブル蓄電池等の整備費用を助成します

県では、**医療機関**、**指定訪問看護事業者**、**薬局(※1)**が、在宅患者への貸出のため、簡易自家発電機やポータブル蓄電池等を整備する費用の一部を補助します。

○ 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている**医療機関**、**指定訪問看護事業者**、**薬局**が、長期の停電時に患者に貸し出せる簡易自家発電機等を整備するために必要な経費の一部を補助する。

○ 補助対象経費

ガソリン・ガス等で駆動される簡易自家発電機、人工呼吸器の予備バッテリー、ポータブル蓄電池の購入費

○ 補助率等

補助率 2分の1以内

補助上限額 1台当たり106,000円



※1 医療機関：医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出した診療所

指定訪問看護事業者：健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る）

薬局：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づき許可を受けた薬局

○ 申請方法

県ホームページに掲載している補助金交付要綱等を参照した上で、以下の必要書類をメールで提出してください。

<申請に必要な提出書類>

1 申請書（設備整備事業概要）【様式1-19】

※県ホームページからダウンロード

2 対象となる購入物品の見積書

○ 提出期限

令和8年4月6日（月）まで

○ 申請書類提出先・問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部健康増進課疾病対策係

・所在地 〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

・メール yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

・電話 099-286-2714

県ホームページ

で検索

※ 注意事項

- ・令和9年3月31日までに事業の実施が完了可能な医療機関等（※1を参照）を対象とします。
- ・県からの補助金交付決定前に購入した場合は、補助対象になりません。
- ・応募状況によっては、補助金が減額されることがあります。
- ・この事業は、令和8年度当初予算の成立を前提としています。